

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
1	1	はじめに				乙系統について	甲乙共通の施設などの影響を考慮するために、乙系統の更新着手時期はいつ頃を予定されているかをご教示願います。	耐震化を予定していますが着手時期は未定です。
2	1	はじめに				乙系統について	甲乙共通の施設などの影響を考慮するために、乙系統の仕様、能力、施設図面を開示願います。	実施方針（案）P.12の表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（案）の中の「資料閲覧及び現場調査」時にご覧ください。
3	1	はじめに				はじめに	「非常時の対応に課題がある」とありますが、具体的にどのような対応に課題があるのかを教示願えないでしょうか。	「河頭浄水場（甲系統の浄水施設）更新基本計画」をご確認ください。
4	2	1	1	(5)	①	既存施設	既存施設に示す通り、多々の建築物が記載されております。建築確認申請に必要な既存不適格調書の作成等は、対象が浄水場全体におよび事業範囲外の施設も対象となることから、貴局にて実施していただけないという理解でよろしいでしょうか。また、不適格建築物が現存する場合は、必要な措置については、すべて貴局所掌との理解で宜しいでしょうか。	既存浄水場と更新用地を一団の土地として計画通知（建築確認申請）を行うために必要な資料等は事業者で作成することとしますが、局は図面の貸与など可能な範囲で協力をします。また、既存建築物に改修等の必要が生じた場合は、局で改修等を実施します。なお、別棟増築時の既存不適格調書の作成の必要性については確認機関にお問い合わせください。
5	2	1	1	(5)	①	既存施設	既存施設に示す通り、多々の建築物が記載されております。建築確認申請に必要な既存不適格調書の作成等は、発注者にての対応と考えて宜しいでしょうか。	No.4を参照
6	4	1	1	(5)	①	施設概要	液化炭酸ガスタンクは既設1基であり甲乙共通のタンクで、更新対象（甲系統）と記載されていますが、将来的に甲系の注入配管を撤去、乙系だけのタンクとして使い続けると考えてよろしいでしょうか。また、新甲系浄水場から乙系にまで炭酸注入できるよう施設整備した方がよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、要求水準書（案）P.26「エ酸剤注入設備」をご覧ください。
7	6	1	1	(5)	①	施設概要	既存の排水処理施設の仕様、性能及び配置図等の情報を開示願います。	No.2を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
8	7	1	1	(5)	②	整備対象施設	表1-2、No.3浄水処理施設について、活性炭接触池、薬品混和池、フロック形成池、沈でん池、急速ろ過池、その他必要な施設は、必ずしも全てが一体構造の施設でなくても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書で示す要求水準を満たすことが出来れば、必ずしも一体構造の施設でなくても構いません。
9	8	1	1	(5)	②	整備対象施設	図1-4に示して頂いた更新後の施設フロー図は参考図として扱い、民間提案にて、最適な浄水フローを提案可能という理解で宜しいでしょうか。	原則として、浄水処理方法は施設フロー図に従ってください。ただし、浄水処理方法に関する追加の提案は可能です。浄水処理方法以外は要求水準書を満足したうえで提案可能です。
10	8	1	1	(5)	②	整備対象施設	図1-4 河頭浄水場更新後の施設フロー図に関して、排泥池を設けずに、沈でん池から排泥ポンプで直接汚泥を引抜き、既存排水処理施設の調整槽へ送泥するフローも認められるでしょうか。	要求水準書（案）P.24「ケ 排泥池」のとおりとします。
11	9	1	1	(6)		事業内容	基本設計図面の開示は可能でしょうか。	基本設計は実施しておりません。図面等については、実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDをご覧ください。
12	9	1	1	(6)	①	事業方式	運転管理業務や既存の河頭浄水場の維持管理業務は本事業に含まれないとありますが、本事業の維持管理業務と運転管理業務や既存河頭浄水場の維持管理業務との引継ぎや調整等、必要なものがあれば教示願えないでしょうか。	引継ぎや調整以外は現時点では想定していません。事業者が必要とする内容については、相談に応じます。
13	9	1	1	(6)	②	事業期間	設計・建設工事期間について、「令和13年（2031年）度中であれば早期に完成させることは可とする。」と記載がございます。一方で維持管理期間について、「早期に完成した場合、完成検査合格日～令和14年（2032年）3月1日の間の維持管理費用は局が負担する。」と記載がございます。早期に完成した場合は、貴局の維持管理費用の負担が発生すると存じますが、早期完成に対する貴局のお考えをご教示願います。	令和14年（2032年）3月1日よりも早期に完成した場合は、事業者に不利益が生じないように水道局が維持管理費用を負担するとしたものです。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
14	9	1	1	(6)	②	ア 設計・建設工事期間	令和14年3月1日（試運転期間を含む）までとなっていますが、工事期間をこのように設定した根拠資料（積算工程）をご開示ください。	公表の予定はありません。
15	9	1	1	(6)	②	イ 維持管理期間	早期に完成した場合の維持管理費用は局が負担するとありますが、実費ではなく、報酬も含まれると考えて良いでしょうか。	実費と報酬について質問の意図を図りかねますが、早期に完成した場合の維持管理費用は委託費用として、水道局が負担します。
16	9	1	1	(6)	②	イ 維持管理期間	令和29年4月1日～30日は維持管理業務の引継ぎ期間とありますが、この期間までが本事業の維持管理期間と考えて宜しいでしょうか。また、本期間の引継ぎ先事業者様との維持管理時の保守点検責任は、引継ぎ元事業者にあるとの解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
17	9	1	1	(6)	③	事業期間終了後の措置	「事業者は、事業期間終了時に、・・・局の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態を保って、・・・」とありますが、要求水準書（案）には「引継ぎ時（維持管理期間終了時）の施設の要求水準」が記載されていません。 また、維持管理業務には「実用上支障のない状態に維持するための補修」が含まれていますが、施設や設備の修繕や更新は業務範囲外（貴局が発注）のため、引継ぎ時における施設の要求水準の内容によっては事業者の責任では満足できないことが考えられます。 これらを踏まえて、具体的な要求水準について提示願えないでしょうか。	実用上支障のない状態に維持するための補修が維持管理期間終了時点で生じていない状態です。
18	9	1	1	(6)	③	事業期間終了後の措置	施設の要求水準を満足する状態を保って、後継事業者に引継ぐとありますが、満足する状態とは具体的にどんな状態を示すのでしょうか。	No. 17を参照
19	9	1	1	(6)	③	事業期間終了後の処置	業務の引継ぎに対する事項が「③事業期間終了後の処置」に示されておりますが、「事業終了時の処置」の間違いでしょうか。	実施方針（案）p9 第1章1（6）③の記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：「事業期間終了後の措置」 訂正後：「事業終了時の措置」

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
20	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	事前・事後調査業務については、下請け企業として実施可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	事前・事後調査業務の一部を協力企業にて実施することは可能です。
21	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	e「各種申請業務」について、提案価格に反映させるため、局が行う申請の具体的な内容と事業者が行う協力内容は、年内に改めてご提示されとの理解で宜しいでしょうか。	提示の予定はありません。 現時点で水道局が直接行う申請で事業者に協力を依頼するものは、実施方針（案）P.10の「⑥局が活用を予定している補助金について」に関連するものを想定しております。
22	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	e各種申請業務について、提案価格に反映させるため、発注者が行う申請の具体的な内容と事業者が行う協力内容は、再度ご提示されとの考えで宜しいでしょうか。	No. 21を参照
23	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	g「その他実施する上で必要な業務」について、提案価格に反映させるため、局が想定されている具体的な内容は、年内に改めてご提示されとの理解で宜しいでしょうか。	現時点では想定していません。 提示予定もありませんが、事業者からの提案に関連して発生する可能性があります。
24	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	gその他実施する上で必要な業務について、提案価格に反映させるため、発注者が想定されている具体的な内容は、再度ご提示されとの理解で宜しいでしょうか。	No. 23を参照
25	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	d「局が提示する調査結果」は、実施方針（案）の公表（令和6年9月25日）から提案書類の受付及び締切り（令和7年9月下旬）までの公告資料及び15頁に記載の「現地見学会における資料閲覧（DVD等による配布）、募集要項公表後に実施する資料閲覧」が全てという理解で宜しいでしょうか。	必要に応じて追加予定です。
26	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	d「局が提示する調査結果」は、実施方針（案）の公表（令和6年9月25日）から提案書類の受付、締め切り（令和7年9月下旬）までの公告資料及び15頁に記載の「現地見学会における資料閲覧（DVD等による配布）、募集要項公表後に実施する資料閲覧」が全てとの理解で宜しいでしょうか。	No. 25を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
27	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	d「局が提示する調査結果以外に必要となる測量等の業務」において、提案書類の受付、締切りまでに想定できない調査結果が判明し、事業者の責によらない提案内容の変更が生じた場合は、「設計変更対象とする」との理解で宜しいでしょうか。	発生した条件変更等が合理的に予見できない事象に起因するものである場合は協議の対象となります。
28	9	1	1	(6)	④	ア 設計業務及び建設工事	d「局が提示する調査結果以外に必要となる測量等の業務」において、提案書類の受付、締め切り時に想定できない調査結果が判明し、事業者の責によらない提案内容の変更が生じた場合は、「設計変更対象とする」との理解で宜しいでしょうか。	No. 27を参照
29	10	1	1	(6)	④	イ 維持管理業務	ろ過池更生業務は、使用状況によって頻度が変わりますが、保守点検業務とみなされるのでしょうか。	保守点検業務に含みます。
30	10	1	1	(6)	⑤	事業者の収入	設計・建設工事について、各年度毎の支払(出来高+前払金)の設定がされるという理解で宜しいでしょうか。年度の支払回数が決定されておりましたら、ご教示願います。	募集要項等にて示します。
31	10	1	1	(6)	⑥	局が活用を予定している補助金について	「事業者は申請手続き等」とありますが、市としては何時頃どのような図書お考えであるかご教示願います。	概算要望や本要望時の資料作成や会計検査時の対応などを想定しています。
32	10	1	1	(6)	⑥	補助金	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）（上下水道DX推進事業）以外で、想定されている補助金メニューがあれば教示願えないでしょうか。	現時点では想定していません。但し、今後策定する「上下水道耐震化計画」により、国からの交付金又は個別補助による事業となる可能性があります。
33	11	1	1	(7)		事業スケジュール	設計・建設工事期間が定められていますが、コスト縮減、工程短縮の観点から、許可申請の不要な造成工事や準備工事は、貴市との協議が整ったら工事を着手して宜しいでしょうか。	原則、全ての設計が完了後、着手とします。ただし、前倒して実施しても問題ないと水道局が判断したものはこの限りではありません。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
34	11	1	1	(7)		事業スケジュール	設計・建設工事期間が定められていますが、コスト縮減、工程短縮の観点から、建築確認申請に含まない造成工事や準備工事は、貴市との協議が成立したのから工事着手してよろしいでしょうか。	No. 33を参照
35	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「提案書類の受付、締め切り」について、提案価格を算出するため、本事業の予定価格の積算基準日をご教示願います。	募集要項等にて示します。
36	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	提案書類の受付、締め切りについて、提案価格を算出するため、予定価格の積算基準日をご教示下さい。	No. 35を参照
37	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	提案価格を算出するため、本事業の予定価格の積算基準日をご教示願います。	No. 35を参照
38	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「提案書類の受付、締め切り」について、提案価格を算出するため、本事業の予定価格の積算基準日をご教示願います。	No. 35を参照
39	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「提案書類の締め切り」とありますが、提案価格の算出の基準のため、本事業の事業費価格の積算基準日をご提示ください。	No. 35を参照
40	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	本事業に係る予定価格はいつ時点の積算によるものでしょうか。令和〇年△月価格とご教示いただければと存じます。	No. 35を参照
41	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「技術的対話」は、後日HP等で公表し、契約書類の1つになると理解して宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
42	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「技術的対話」は、要求水準や実施要項を明確にするため実施され、その内容は、後日HP等で公表し、契約書類の1つになると理解して宜しいでしょうか。	No. 41を参照
43	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	「提案書類の受付、締め切り」について、提案価格の最終提出は本締め切り日となる令和7年9月下旬であるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
44	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	提案書類の受付、締め切りについて、提案価格の最終提出は本締め切り日と同じ日との考えで宜しいでしょうか。	No. 43を参照
45	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	表2-1の技術対話とについて、対話を行う際の方法や回数について現時点でのお考えをご教示願います。	募集要項等にて示します。
46	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	技術的対話について、令和7年7月下旬と記載がございますが、複数回実施して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	No. 45を参照
47	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	技術的対話について、複数回実施する場合は開催時期を前倒しして頂くことは可能でしょうか。（令和7年6月など）	No. 45を参照
48	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	技術的対話の日程が令和7年下旬となっておりますが、対話結果を提案に反映するために早期の開催は可能でしょうか。	No. 45を参照
49	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	プレゼンテーションの発表者について、資格等の条件はなく、また構成企業からであれば誰が発表しても構わない（代表企業からでなくても良い）との理解で宜しいでしょうか。	検討中です。
50	12	2	2	(1)		事業者の募集及び選定スケジュール（案）	プレゼンテーション及びヒアリングの出席者について、資格や人数等の制約条件があれば教示願えないでしょうか。	No. 49を参照
51	12	2	2	(1)		事業者の応募及び選定スケジュール（案）	プレゼンテーション及びヒアリングとありますが、プレゼンテーションとヒアリングは同日に行われる予定でしょうか。別日で行われる予定でしょうか。	No. 49を参照
52	12	2	2	(1)		事業者の応募及び選定スケジュール（案）	令和7年5月中旬～下旬の資料閲覧及び現場調査とは、具体的にどのような内容を想定しているのでしょうか。	募集要項等にて示します。
53	15	2	2	(1)	⑤	募集要項等の公表	事業契約書とは別に、設計請負契約書と維持管理委託契約書も公表されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）（基本契約書（案）、設計及び建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案））を公表する予定です。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
54	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格については、募集要項等における「本事業の見積上限価格（22頁記載）」又は「本事業の指標とする見積価格」は公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
55	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格について、募集要項等において「本事業の見積上限価格（22頁記載）」又は「本事業の指標とする見積価格」は公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 54を参照
56	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格について、最低入札価格の公表はされるとの理解で宜しいでしょうか。	検討中です。
57	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格においては、最低入札価格が、設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 56を参照
58	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格で、最低入札価格が、設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 56を参照
59	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格で、最低制限価格は設定されると考えて宜しいでしょうか。	No. 56を参照
60	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格について、「本事業の見積上限価格」又は「本事業の指標とする見積価格」が公表される場合、「①調査・設計業務費、②建設工事費（土木、建築、機械、電気）、③維持管理業務費」は、どのような区分、内訳で公表される予定でしょうか。	募集要項等にて示します。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
61	15	2	2	(2)	⑤	募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準となる提案価格について、本事業の見積上限価格又は本事業の指標とする見積価格は公表されるのでしょうか。又公表される場合、調査・設計業務費、建設工事費、維持管理業務費は各々で公表されるのでしょうか。	No. 60を参照
62	16	2	3	(1)	⑧	共同企業体の結成	共同企業体の種別（甲、乙、甲乙混合）は応募者が決定できるという認識でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	16	2	3	(1)	⑧	共同企業体の結成	共同企業体の種別を甲型を選択した場合の最低出資比率は決まっているのでしょうか。	鹿児島市水道局建設工事共同企業体取扱要領のとおりとします。 同要領については、別途、水道局ホームページで公表します。
64	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数社で設計を行い、主たる設計業務会社が①～⑤の要件を満たしている場合、②の要件を満たしていれば主たる設計会社以外の会社が建築設計を行うことは可能であるという理解で宜しいのでしょうか。	質問の主旨を踏まえ資格要件を検討します。
65	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数社（JVを結成して）で設計を行う場合、設計業務を束ねる代表企業が①～⑤の要件を満たしている場合では、建築を担当する設計企業は、②の要件を満たせば建築設計を行うことは可能であるという理解で宜しいのでしょうか。	No. 64を参照
66	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数の構成企業で実施する場合は①は全ての構成企業が満たすものとし、と記載がありますが、設計の乙型を想定された記載内容かと思われます。「土木コンサルタント」かつ「建築コンサルタント」登録された設計代表企業を定め、建築コンサルタントの登録がない企業が、甲型にて建築設計業務を行うことは問題ないと考えてよろしいのでしょうか。	No. 64を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
67	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数の構成企業で実施する場合、①は全ての構成企業が満たすものとし、と記載がありますが、設計の乙型を想定された記載内容かと思われます。「土木コンサルタント」かつ「建築コンサルタント」登録された設計代表企業を定め、建築コンサルタントの登録がない企業が、甲型にて建築設計業務を行うことは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	No. 64を参照
68	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数の構成企業で実施する場合は①は全ての構成企業が満たすものとし、と記載がありますが、設計の乙型を想定された記載内容かと思われます。「土木コンサルタント」かつ「建築コンサルタント」登録された設計代表企業を定め、建築コンサルタントの登録がない企業が、協力企業として建築設計業務を行うことは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	「土木コンサルタント」かつ「建築コンサルタント」登録された設計企業を構成企業とした場合、協力企業が建築設計業務の一部を担うことは可能です。
69	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	複数の構成企業で実施する場合は①は全ての構成企業が満たすものとし、と記載がありますが、設計の乙型を想定された記載内容かと思われます。「土木コンサルタント」かつ「建築コンサルタント」登録された設計代表企業を定め、建築コンサルタントの登録がない企業が、協力企業として建築設計業務を行うことは問題ないと考えてよろしいでしょうか。	No. 68を参照
70	17	2	3	(3)		設計業務を行う構成企業に必要な資格	構成企業の種別は応募者内部で分担できると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。 また、設計企業におけるJV協定書は結ばずに、設計建設JVで協定書が締結されていれば良いと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	設計建設JV内の他の工事を担う構成企業であっても、設計業務を行う場合は、実施方針（案）P.17の（3）の資格要件を満たす必要があります。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
71	17	2	3	(3)	①	設計業務を行う構成企業に必要な資格	建設工事等競争入札参加資格名簿に、鹿児島事務所（契約委任）として登録しております。本業務へは他事業所から参加してもよいのでしょうか。	実施方針（案）P.17の（3）①のとおり、名簿に登録されていることが資格要件となります。
72	17	2	3	(3)	⑤	設計業務を行う構成企業に必要な資格	実務経験として河川表流水を水源とする35,000m ³ /日以上の上流ろ過施設を有する浄水場であれば、対象施設は問わないのでしょうか。また、水源に表流水が含まれていれば良いのでしょうか。	前段については、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池のいずれかを含むものとします。後段については、ご理解のとおりです。
73	18	2	3	(4)	④	土木工事を行う構成企業に必要な資格	国内において、河川表流水を水源とする施設能力35,000m ³ /日以上を有する浄水場の土木工事との記載がありますが、地下水水源以外の水を利用した浄水場施設も同様の実績と理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	18	2	3	(4)	④	土木工事を行う構成企業に必要な資格	国内において、河川表流水を水源とする施設能力35,000m ³ /日以上を有する浄水場の土木工事との記載がありますが、湖水を水源とした浄水場施設も同様の実績と理解してよろしいのでしょうか。	No.73を参照
75	18	2	3	(4)	④	土木工事を行う構成企業に必要な資格	国内において、河川表流水の実績を問われていますが、湖水等のダムや湖を水源とした浄水場施設も同様の実績と理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	18	2	3	(4)	④	土木工事を行う構成企業に必要な資格	国内において、河川表流水の実績を問われていますが、河川表流水に湖水等のダムや湖を水源とした浄水場施設も同様の実績と理解してよろしいのでしょうか。	No.75を参照
77	18	2	3	(4)	④	土木工事を行う構成企業に必要な資格	「急速ろ過方式に係る構造物」とは、急速ろ過方式の浄水場の構造物一式ではなくても、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池、排水池、排泥池、濃縮槽等の個々あるいは複数の構造物の新設又は更新でも認められるとの理解で宜しいのでしょうか。	対象施設は、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池のいずれかを含むものとします。排水池、排泥池、濃縮槽のみの場合については認めません。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
78	19	2	3	(6)	⑤	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格 ・ 監理技術者等	建設業法に従い監理技術者等を専任配置と記載がありますが、機械設備工事に配置する監理技術者等の資格は「機械器具設置」もしくは「水道施設」のどちらでも宜しいでしょうか。	「機械器具設置」に限ります。
79	19	2	3	(6)	⑤	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格 ・ 監理技術者等	機械設備工事には工事製作を含みます。工場製作期間の監理技術者は監理技術者制度運用マニュアルに従い、専任を要しない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	19	2	3	(6)	⑤	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格 ・ 監理技術者等	工場製作期間の監理技術者と現地据付期間の監理技術者を分けて、初めから別の技術者を配置することは可能でしょうか。	別の技術者を配置することは不可とします。
81	19	2	3	(6)	⑤	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格 ・ 監理技術者等	本事業の設計・建設工事期間は令和8年3月中旬～令和14年3月1日が予定されており、現地据付期間が複数年に渡るものになっています。申請した監理技術者等の工期途中での変更は可能でしょうか。	原則不可です。ただし、やむを得ない場合に限り認めます。
82	19	2	3	(6)	⑤	機械設備工事を行う構成企業に必要な資格 ・ 監理技術者等	本事業の設計・建設工事期間は令和8年3月中旬～令和14年3月1日が予定されており、現地据付期間が複数年に渡るものになっています。配置予定の監理技術者等を複数名申請することは可能でしょうか。	機械設備工事においては、提案時点では複数名の申請は可能ですが、事業開始後は1名としてください。
83	19	2	3	(7)	④	電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	「急速ろ過方式に係る浄水場の集中監視及び計装設備一式等」とありますが、「等」には他にどのような設備が含まれるか教示願えないでしょうか。	「等」には、負荷設備、現場操作盤などを含まれます。
84	19	2	3	(7)	⑤	電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	監理技術者について、専任で配置する事の記載がございますが、機器製作期間と現場期間で分ける事が出来るという理解で宜しいでしょうか。	原則不可です。ただし、やむを得ない場合に限り認めます。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
85	19	2	3	(7)	⑤	電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	監理技術者について、専任で配置する事の記載がございますが、機器製作期間については非専任という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	19	2	3	(7)	⑤	電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	監理技術者について、専任で配置する事の記載がございますが、各工種の開始時期から各工種の監理技術者を配置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	19	2	3	(7)	⑤	電気設備工事を行う構成企業に必要な資格	監理技術者と現場代理人は兼任出来るという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	20	2	3	(8)		維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	現場に常駐する記載がある箇所は⑤ですが、常駐するものは⑤の要件であり、その他の業務、例えば自家用電気工作物点検などは必要な点検業務時に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	⑤は日常保守点検業務の要件であり、その他の業務はご理解のとおりです。
89	20	2	3	(8)		維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	現場に常駐する記載がある箇所は⑤ですが、常駐するものは⑤の要件であり、その他の業務、例えば自家用電気工作物点検などは必要な点検業務時に配置するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 88を参照
90	20	2	3	(8)		維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「④⑤⑥⑦は主たる業務を担う1者が満たし」とありますが、主たる業務とは、実施方針（案）P10、イ 維持管理業務に記載のどの業務のことを指すのか教示願えないでしょうか。	日常保守点検業務を指します。
91	20	2	3	(8)		維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	上記88について、理解が異なる場合、常駐するものと配置するもの定義をご教示下さい。	—
92	20	2	3	(8)		維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	上記89について、常駐するものと配置するもの定義をご教示下さい。	日常保守点検業務のみ常駐です。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
93	20	2	3	(8)	②	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「営業に関し法令上許認可を必要とする場合において、当該許認可を得ているものであること」とありますが、許認可を必要とする場合とはどのようなことを想定されておりますでしょうか。また、当該許認可とはどのような許認可を想定されておりますでしょうか。	地下燃料タンク点検業務に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可など、各業務に必要な許認可を想定しています。
94	20	2	3	(8)	④	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「水道技術監理者の資格を有する者を1人以上雇用していること」の条件は、維持管理JVの代表構成員が満たしていなくても、構成企業の1者が満たしていれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	主たる業務を担う構成企業が満たす必要があります。
95	20	2	3	(8)	⑤	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「現場作業に常駐できること」とありますが、全ての作業において常駐の必要性がありますか。作業によっては必要に応じて配置という理解でよろしいでしょうか。具体的に常駐・配置が作業で区分できるようであれば、線引き基準をご教示ください。	No. 92を参照
96	20	2	3	(8)	⑤	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	現場に常駐する記載がある箇所は⑤ですが、常駐するものは⑤の要件であり、その他の業務、例えば自家用電気工作物点検などは必要な点検業務時に配置し、常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No. 88を参照
97	20	2	3	(8)	⑤ ⑥	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	⑤⑥の要件については1人で兼ねることも可能という認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	20	2	3	(8)	⑥	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「現場作業に配置できること」とありますが、⑥に記載の条件を満たしている者はどのような現場作業に配置することを想定しているのかご提示いただきたいです。	日常保守点検の中で、電気に関する作業に従事する際に必要に応じて配置する想定です。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
99	20	2	3	(8)	⑥	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	「次の要件を全て満たす者を1人以上雇用していること」の第3項の条件に「現場作業に配置できること」とあります。これは、現場作業に配置できる技術者（資格等は問われない）を1人以上雇用していれば良いのか、それとも第1項の資格、第2項の講習終了の条件を満足する技術者を現場作業に配置する必要があるのか、どちらでしょうか。	後段の「それとも」以降のとおりです。
100	20	2	3	(8)	⑥	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	第3項に「現場作業に配置できること」とありますが、本条件は実施方針（案）P10、イ 維持管理業務に記載のどの業務の現場作業に適用されるのか教示願えないでしょうか。	No. 98を参照
101	20	2	3	(8)	⑦	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	対象となる案件について、本案件同等の業務範囲のみでなく、運転管理・保守保全を含む維持管理実績との解釈でよろしいでしょうか。	原文のとおりとしますが、同等以上の実績は可です。
102	20	2	3	(8)	⑧	応募者の備えるべき参加資格要件	自家用電気工作物点検業務の配置技術者について、現場責任者と担当技術者は、一人で兼務としてよろしいでしょうか。また、兼務不可の場合、実施方針（案）20頁第2章3節（8）の⑥に記載の1人以上雇用している第一種電気工事士の資格を有する者を担当技術者として配置してもよろしいでしょうか。	前段については、現場責任者と担当技術者はそれぞれ配置としてください。 後段については、ご理解のとおりです。
103	20	2	3	(8)	⑧	維持管理業務を行う構成企業に必要な資格	自家用電気工作物点検業務について、「現場責任者として、電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号に規定する電気主任技術者の資格を有して3年以上の者を配置できること。」と記載がございますが、電気主任技術者の外部委託承認制度の使用は可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
104	21	2	4			地元企業への発注及び市内産品の活用	地元企業及び市内産品の活用は、事業者選定の評価対象となるのでしょうか。対象となる場合、協力企業の数、協力企業への発注金額、市内産品や地元企業からの資機材の購入金額等、どのような評価基準となるか教示願えないでしょうか。	評価に関する回答は差し控えます。
105	21	2	5	(4)		審査及び選定	「事業者選定委員会は、意見聴取委員の意見等を踏まえて、提案内容を総合的に評価したうえで最終審査を行い、最優秀提案者を選定する。」と記載がございましたが、より技術評価が結果に反映される方式となるよう、下限金額(下限金額を下回る金額を提示した入札参加者の価格点は一律とする)を設定して頂けますでしょうか。	No. 104を参照
106	21	2	5	(4)		審査及び選定	「事業者選定委員会は、意見聴取委員の意見等を踏まえて、提案内容を総合的に評価したうえで最終審査を行い、最優秀提案者を選定する。」と記載がございましたが、相対評価方式(価格点＝最も低い入札金額／当該入札参加者が提示する金額×配点)を採用頂けますでしょうか。	No. 104を参照
107	21	2	5	(4)		審査及び選定	「意見聴取委員は・・・専門家としての意見を述べる」、「事業者選定委員会は・・・提案内容を総合的に評価したうえで最終審査を行い・・・」とあります。意見聴取委員は技術提案書等の評価（採点）は行わないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 104を参照
108	22	2	5	(6)		失格事項	見積上限価格は、募集要項等で公表されるとの理解で宜しいでしょうか。また、設計・建設工事と維持管理業務のそれぞれで見積上限価格を設定されるのか、あるいは両者を一括で設定されるのか、どちらでしょうか。	No. 60を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
109	22	2	5	(7)		提出書類の取扱い	著作権について、提案書の内容を貴局が公表する場合は、事前に応募者に公表内容について確認があり、双方合意した内容が公表されるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
110	22	2	5	(7)		提出書類の取扱い	「局は・・・提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする」とありますが、提案書には事業者の検討事項やノウハウ等が含まれるため、貴局から事前に事業者を使用する目的、範囲等を提示していただき、事業者が認めた場合に（事業者が認めた内容、範囲に限り）使用できるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
111	22	2	5	(7)		提出書類の取扱い	「提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、原則として応募者が負う。」と記載がございますが、自社ではない第三者の権利対象の工法等の使用によって生じる責任を応募者が負うことは難しいため（権利対象ではないため）、適宜協議とさせて頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
112	22	2	5	(8)		募集の中止等	「事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程のなかで、応募者がいない、あるいは局がプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると判断した場合には、すでに公表もしくは通知した事項の変更又は本事業を延期もしくは中止することがある。」と記載がございますが、応募者が1グループであった場合は本事業は延期または中止されますでしょうか。	募集要項等にて示します。
113	22	2	5	(8)		募集の中止等	応募者が1グループの場合でも、プロポーザルは執行されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
114	22	2	6	(1)		事業契約の締結	本契約については、設計・建設契約と同時期に締結するものと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）P.12の表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（案）をご覧ください。
115	22	2	6	(1)		事業契約の締結	「優先交渉権者決定の通知日の翌日から上記契約の締結までの間、優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合、局は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある」とありますが、事業契約を締結しない場合として、どのような条件を想定されているのか教示願えないでしょうか。	参加資格要件を欠くに至った場合、個別の事案を勘案して判断します。
116	23	3	2			予想されるリスクと責任分担	事業契約確定後、不測の事態等による条件変更が生じた場合の責任分担についてご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由によるものは事業者、水道局の責めに帰すべき事由によるものは水道局の負担となります。
117	23	3	2			予想されるリスクと責任分担	発注者から開示された資料からは読み取れない情報に起因する条件変更や、情報の不適合が生じた場合は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者は、水道局が開示した募集要項等の情報に限らず、予見するために必要な情報を入手して事業の遂行をお願いします。そのうえで発生した条件変更等が合理的に予見できない事象に起因するものである場合は事業者の帰責事由にはなりません。
118	23	3	2			予想されるリスクと責任分担	発注者から開示された資料からは読み取れない情報に起因する条件変更や、情報の不適合が生じた場合は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 117を参照
119	23	3	2			予想されるリスクと責任分担	発注者様から開示された資料からは読み取れない情報に起因する条件変更や、情報の不適合が生じた場合は発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 117を参照
120	23	3	2			事業の実施状況のモニタリング	貴局のモニタリング体制・頻度（タイミング）についてご教示ください。また、モニタリングの一部を民間企業に委託されるのでしょうか。	検討中です。
121	23	3	3			事業の実施状況のモニタリング	貴局が実施するモニタリングについて、貴局自体で行うのか、あるいは第三者に委託するのか、どちらでしょうか。	No. 120を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
122	23	3	3	(1)		設計・建設工事段階	設計業務に関して定期及び随時検査を行う旨の記載がございますが、部分的な設計が完了し、残りの設計業務に影響のない場合は、合格した対象部分から工事着工できるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 33を参照
123	23	3	3	(2)		維持管理段階 維持管理費の減額について	サービス対価の減額処置を行うとありますが、その手法や金額割合などについてご教授願います。	募集要項等にて示します。
124	25	4	1		②	立地に関する事項	更新用地の現況平面図等は「別紙3」で示すと記載があります。詳細な検討を行うため、CADデータが発注者から配布されると理解して宜しいでしょうか？	提供可能です。 提供方法について別途、水道局ホームページでお知らせします。
125	25	4	1		②	立地に関する事項	更新用地（図4-1：赤色部分）の敷地面積約15,280㎡と記載がありますが、2か所に分かれています。それぞれの面積をご教示ください。	実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDをご覧ください。
126	25	4	1		②	立地に関する事項	更新用地（図4-1：赤色部分）の敷地面積約15,280㎡と記載がありますが、更新用地2箇所に分かれています。各々の面積をご教示ください。	No. 125を参照
127	25	4	1		②	更新用地	更新用地と記載された斜面部分の用途をご教示ください。	用途は更新のための用地です。 具体的な用途は提案となります。
128	29	別紙1				想定する事業実施体制	SPC（特別目的会社）設立による運営の安定性は評価されるのでしょうか。	評価についての回答は差し控えます。
129	29	別紙1				別紙1 想定する事業実施体制	事業者によるSPC（特別目的会社）設立は任意とするとありますが、SPC設立費や運営費はPSCとして計上していないが、設立による運営の安定性は評価するという認識でよろしいでしょうか。PSGとして計上しておらず、評価をされない場合は、削除していただきたいと思えます。	評価についての回答は差し控えます。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
130	29	別紙1				別紙1 想定する事業実施 体制	事業者によるSPC（特別目的会社）設立は任意とするとありますが、SPC設立費や運営費はPSCとして計上していないが、設立による運営の安定性は評価するという認識でよろしいでしょうか。PSCとして計上しておらず、評価をされない場合は、削除していただきたいと思えます。	No. 129を参照
131	29	別紙1				別紙1想定する事業 実施体制	SPC設立費や運営費はSPCとして計上していないが、設立による運営の安定性は評価するという認識でよろしいでしょうか。SPCとして計上しておらず、評価をされない場合は、削除願います。	No. 129を参照
132	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 1/4 種類：募集条件	要求水準書等の記載内容の変更については、要求水準書に記載がない変更は、全て設計変更対象という考えで宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
133	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 (1/4) 種類：募集条件	「要求水準書等の記載内容の変更」については、記載されている通りかと思えますが、要求水準書に記載がない変更は、全て設計変更対象という理解で宜しいでしょうか。	No. 132を参照
134	30	別紙2				リスク分担表 共通・契約関連・ 契約手続き	「事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、中止」について具体的にご教示いただけますでしょうか。	一例として、社内決裁の遅延、提出書類の不備、虚偽報告、不祥事、倒産等によるものです。
135	30	別紙2				リスク分担表 共通・契約関連・ 終了手続き	「契約終了手続きに伴う、諸費用の発生及び事業会社の清算手続きに関するもの」について具体的にご教示いただけますでしょうか。	一例として、SPCの解散に伴う手続き等によるものです。
136	30	別紙2				リスク分担表 共通・制度関連・ 法制度	法制度の新設・変更によるリスクは、全て局という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本事業に係るものは水道局ですが、本事業によらず企業として順守すべき法制度に関するものは事業者となります。
137	30	別紙2				リスク分担表 共通・制度関連・ 法制度	「上記以外の法制度の新設・変更によるもの」について具体的にご教示いただけますでしょうか。	本事業に係るものは水道局ですが、本事業によらず企業として順守すべき法制度に関するものは事業者となります。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
138	30	別紙2				別紙2リスク分担表 制度関連_法制度	本事業に直接関わらない法制度についても事業者側ではリスクを想定することは困難なため、貴局側のリスクとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
139	30	別紙2				リスク分担表 許認可	今回認可変更に関する届け出等については、貴局での対応が主で新浄水場に関する書類（図面や構造計算等）の作成を事業者がサポートすると考えて良いでしょうか。	現時点では、認可変更は想定しておりません。事業者提案により認可変更の必要性が生じた場合は、事業者にて申請書類を作成してください。
140	30	別紙2				リスク分担表 共通・制度関連・ 税制度	税制度の新設・変更によるリスクは、全て局という理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者が負担すべき税を水道局が負担することはございません。
141	30	別紙2				リスク分担表 共通・社会・第三 者賠償リスク	不可抗力に起因した第三者災害は、局がリスクを負担する理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	不可抗力に起因した第三者災害は想定が困難であるため、事象により判断いたします。
142	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表	第三者賠償リスクは、直接的な損害のみという理解でよろしいでしょうか。	直接的な損害に限りません。
143	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 1/4 種類：住民対応	事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の責めに帰すべき事由によるものとは、局側のリスク分担となる本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するものを、事業者の関係者が順守しなかった場合という考えで宜しいでしょうか。	本事業の実施そのものに関する地元合意形成等は、更新対象施設の設置に伴う住民反対運動等への対応を指し、事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等は、工事による騒音、振動等に対する地域住民への配慮・ご意見への対応等を指します。
144	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 (1/4) 種類：住民対応	「事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の責めに帰すべき事由」とは、局側のリスク分担となる「本事業の実施そのものに関する地元合意形成等に関するもの」を、事業者の関係者が順守しなかった場合という理解で宜しいでしょうか。	No. 143を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
145	30	別紙2				リスク分担表 共通・社会・住民 対応	「事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等であって、事業者の責めに帰すべき事由によるもの」について、地元合意形成は通常発注者である局の責任と考えますが、事業者の責とする具体例をご教示いただけますでしょうか。	一例として、工事による騒音、振動等に対する地域住民への配慮・ご意見への対応等が考えられます。
146	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 (1/4) 種類：住民対応	リスク分担が局側の「本事業の実施そのものに関する地元合意形成等」の等に含まれるものは具体例をご教示願います。	一例として、更新対象施設の設置に伴う住民反対運動等が想定されます。
147	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 (1/4) 種類：住民対応	リスク分担が局側の「本事業の実施そのものに関する地元合意形成等」と事業者側の「事業者が行う業務（調査・設計・工事・維持管理）に関する地元合意形成等」の違いが不明確です。地元合意形成は、全て本事業の実施そのものに関するものであり、局の承認なく事業者が実施するものがあるのでしょうか。具体例をご教示願います。	No. 143を参照
148	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 (1/4) 種類：住民対応	「住民対応」の項目があります。既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定や慣習などルール化されたものがあればご教示ください。	事業契約の締結後に提示します。
149	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 1/4 種類：住民対応	住民対応の項目があります。既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定などルール化されたものがあればご教示ください。	No. 148を参照
150	30	別紙2				別紙2 リスク分担 表 1/4 種類：環境問題	事業者側のリスク分担とされている「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」が局側のリスク分担とされている「局の提示条件」を満たした提案内容で、それが環境問題となった場合は、局側のリスク分担と理解して宜しいでしょうか。	環境問題は想定が困難であるため、事象により判断いたします。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
151	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：環境問題	事業者側のリスク分担とされている「事業者の提案内容、業務に起因する環境問題」が局側のリスク分担とされている「局の提示条件」を満たした提案内容で、それが環境問題となった場合は、局側のリスク分担と理解して宜しいでしょうか。	No. 150を参照
152	30	別紙2				リスク分担表 共通・業務・想定外業務	事業者が善良な管理者として注意を払っても避けられず想定外業務による損害は局のリスク分担とすべきではないでしょうか。	想定外業務による損害は想定が困難であるため、事象により判断いたします。
153	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 共通業務 想定外業務	事業者の管理義務の不履行等により発生した第三者の加害行為による事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行に対し、事業者のリスクに▲がついていますが、具体的にどのようなものを貴局として想定しているのでしょうか。	一例として、事業者の施錠忘れによる第三者の侵入等が想定されます。
154	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：安全性確保	「局が行う業務における安全性の確保」には、局が主催する現場見学会等の行事において、見学者の不安全行動に対する安全性の確保が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	質問の例については、水道局側のリスクとなります。
155	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：安全性確保	「局が行う業務における安全性の確保」には、局が主催する施工中の現場見学会等の行事において、見学者の不安全行動（想定外行動）に対する安全性の確保が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 154を参照
156	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：教育・研修	局の仕事上の教育・研修に関する「関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保」は局側のリスク分担との理解で宜しいでしょうか。	水道局の職員に対するものは水道局側のリスクとなります。
157	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：教育・研修	リスクの種類「労務」の教育・研修の内容が、局の仕事上のものなのか、事業者の労務管理によるものなのか判断が付きません。局の仕事上の教育・研修に関する「関連経費及び予備要員の配置又は応援要員の確保」は局側のリスク分担との理解で宜しいでしょうか。	事業者の従事者についての教育・研修に関わるものは、事業者のリスクとなります。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
158	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：物価変動	「※2」を含め、本内容でのリスク分担は、国土交通省の「公共工事請負契約書におけるスライド条項」に準拠したものであるとの理解で宜しいでしょうか。	国土交通省の「公共工事標準請負契約約款（令和4年9月2日改正）第26条」に準拠します。
159	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 1/4 種類：物価変動	本内容でのリスク分担の※2を含め、国土交通省作成の「公共工事請負契約書におけるスライド条項」に準拠したものと考えで宜しいでしょうか。	No. 158を参照
160	30	別紙2				共通 資金 物価 変動	物価変動について、内閣府PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）の通り、予定価格に最新の実勢価格や統括管理等に要する費用を適切に反映させるほか、契約金額改定の基準となる物価指数として市場価格への感応度が高いものを採用するなど、物価変動への適切な対応を含め適正な価格の算出して頂けますでしょうか。	募集要項等にて示します。
161	30	別紙2				共通 資金 物価 変動	物価変動について、内閣府PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）の通り、物価変動対応の基準値（事業費の何%以上で対応等）、対象となる基準日（提案書提出日、契約時等）を明確にして頂けますでしょうか。	募集要項等にて示します。
162	30	別紙2				リスク分担表 共通・資金・物価 変動	「事業期間中（維持管理を含む）の物価変動」について、一定の割合を超える費用負担は局、それ以外は事業者が負担するとありますが、「一定の割合」の規準をご教示ください。	募集要項等にて示します。
163	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4)	【共通－資金－物価変動】に関して、※2に記載の「一定の割合」については、募集要項等で提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 162を参照
164	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 共通資金 物 価変動	公告時に積算基準日を公表していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 35を参照
165	30	別紙2				別紙2 リスク分担表	物価変動の事業者負担の一定の負担とは、何を指すのでしょうか。	No. 162を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
166	30	別紙2				別紙2 リスク分担表 (1/4) 種類：物価変動	「※2」を含め、本内容でのリスク分担は、国土交通省作成の「公共工事請負契約書におけるスライド条項」に準拠したものであるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 158を参照
167	30	別紙2				別紙2リスク分担表 資金_各種負担金	本事業に係る負担金等とありますが、貴局で想定されている負担金があればご教示いただけないでしょうか。	現時点での事業者負担は、事業を進める中で申請が必要となる建築基準法に基づく構造計算適合性判定や公共下水道区域外接続分担金などを想定しております。なお、これらの費用は本事業の見積上限価格の中に算定する予定です。
168	31	別紙2				別紙2 リスク分担表 (2/4) 種類：変更・中断	リスクの種類欄に記載の「変更」とありますが、「設計変更協議」の対象とする「変更」との理解で宜しいでしょうか。	リスクの種類のことであって、設計変更のことではありません。
169	31	別紙2				別紙2 リスク分担表 (2/4) 種類：変更・中断	リスクの種類欄に記載の「変更」とは、「設計変更協議」の対象とする「変更」との理解で宜しいでしょうか。	No. 168を参照
170	31	別紙2				リスク分担表 変更・中断_計画変更	原水水質の急変等により設備の負荷が増加し、それに起因する要求水準以上の維持管理業務が必要となった場合の負担は、どこの分担になるのでしょうか。	過去の実績から予見できない原水水質の急変に起因するものは、水道局のリスクとなります。
171	31	別紙2				別紙2リスク分担表 変更・中断_計画変更	原水水質の急変（施設の処理能力を超えた場合）とありますが、施設の処理能力を超えなくても原水水質の急変、ならびにその継続によって設備の負荷が増加し、それに起因して要求水準以上の維持管理業務が必要になる可能性も懸念されますが、そういった場合の負担者は貴局であるという認識でよろしいでしょうか。	No. 170を参照
172	31	別紙2				別紙2リスク分担表 変更・中断_計画変更	原水水質の急変に関して、施設の処理能力を超えなくても原水水質の急変、ならびにその継続によって設備の負荷が増加し、それに起因して要求水準以上の維持管理業務が必要になる可能性も懸念されますが、そういった場合の負担は発注者様であるという認識でよろしいでしょうか。	No. 170を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
173	31	別紙2				リスク分担表 共通・変更・中 断・関係機関等の 調整	「事業者の責めに帰すべき事由による事業の延期等に関するもの（建築確認申請、電気・ガス事業者との調整等）」についてですが、事業者は関連調整はしますが、電気事業者等の責による延期の場合は責任を負いかねますがいかがでしょうか。	必要な調整を適切に行ったうえで、電気事業者等の責による延期の場合は水道局のリスクとなります。
174	31	別紙2				リスク分担表 共通・変更・中 断・事業の中断等	「事業者の責めに帰すべき事由による事業の中断（事業者の経営破綻、又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合等）」とありますが、「一定のレベル」とは具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。	要求水準書に示す条件となります。
175	31	別紙2				リスク分担表 共通・変更・中 断・不可抗力	事業者の一部負担を求める不可抗力事象とはどのようなものを想定していますでしょうか。	不可抗力事象の内容は想定が困難であるため、事象により判断いたします。
176	31	別紙2				別紙2 リスク分担表 (2/4)	【共通－変更・中断－不可抗力】に関して、※3に「事業者の一部負担を求める」とありますが、事業者の負担割合や負担内容等は、募集要項等で提示されるとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等にて示します。
177	31	別紙2				別紙2リスク分担表 不可抗力	例えば、原水に油分が混入しておりそれを処理してしまった場合、設備修復等のリスクを抱えることとなります。事業者側でコントロールできない事象であるため、油分混入により設備修復等が発生した場合は不可抗力として取り扱っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	「原水に油分が混入しておりそれを処理してしまった場合」については、ご理解のとおりです。その他については、事象によって判断します。
178	31	別紙2				別紙2リスク分担表 変更・中断_不可 抗力	「※3基本的に局がリスクを負担するが、不可抗力事象の内容に応じて協議し、事業者の一部負担を求める。」とありますが、想定される事業者側が負担するのはどの不可抗力事象の内容なのかご提示いただけないでしょうか。	No. 175を参照
179	31	別紙2				別紙2 リスク分担 表	不可抗力の事業者負担の一定の負担とは、何を指すのでしょうか。	No. 176を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
180	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 (3/4) 段階：調査・設計、工事	本頁(3/4)に記載のリスクの種類において、局側が負担者となっているリスクは全て「設計変更協議、工期変更協議」の対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
181	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 (3/4) 段階：調査・設計、工事	本頁(3/4)に記載のリスクの種類において、局側が負担者となっているリスクは全て「設計変更協議、工期変更協議」の対象とする内容との理解で宜しいでしょうか。	No. 180を参照
182	32	別紙2				リスク分担表 調査設計・設計	「事業者の提案による変更又は事業者が実施した設計の不備によるもの」に以下の文章を追記いただきたく事は可能でしょうか。 「ただし、その他の諸官庁等の指導で条件が付されたことにより、設計・建設内容に追加や変更が生じた場合は、局がリスクを負担する。」	原文のとおりとします。
183	32	別紙2				リスク分担表 工事・用地	「事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保」についてですが、追加的確保とは具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。	現時点では、現場事務所、作業員駐車場、資材置き場等の設置に必要な用地を想定しております。
184	32	別紙2				リスク分担表 工事・用地	「土壌汚染、地中障害物（残置廃棄物、不発弾等）、既存資料（地下埋設物、撤去対象施設等）及び現地で把握あるいは予見が不可能な地下埋設物に関するもの。」に以下の文章を追記いただきたく事は可能でしょうか。 「なお、地下埋設物には自然由来の岩や転石等を含む」	原文のとおりとします。
185	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 3/4 内容：工事遅延	受注後の設計期間、工事期間において、発注者側への質疑を打合せ記録書等で行った場合に、発注者から回答に要する日数をご教示下さい。	内容や質疑数によるため、個別の事案を勘案して判断します。
186	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 (3/4) 内容：工事遅延	受注後の設計期間や工事期間において、発注者側への質疑を打合せ記録書等の文章で行った場合に、発注者から回答に要する日数をお知らせください。	No. 185を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
187	32	別紙2				リスク分担表 工事_工事費増大	事業者特定後に、提案・入札時から状況が大きく変更となる場合、設計変更される可能性はありますか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
188	32	別紙2				別紙2リスク分担表 工事_工事費増大	事業者は開示資料を基に技術検討を行い、提案設計を行い応札額を決定します。しかしながら、事業者を選定された後、追加調査を行い、あらためて技術検討と基本・実施設計を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じ、想定された事業費を増加せざるを得ないケース（例：基礎の種類、範囲や深さ等）もあります。こういった場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	提案段階で予見できない事象については、設計変更の対象となります。ただし、事業者の提案時の検討が不十分であった場合やミスによる変更については事業者の責となります。
189	32	別紙2				別紙2リスク分担表 工事_工事費増大	事業者は開示資料を基に技術検討を行い、提案設計を行い応札額を決定します。しかしながら、事業者を選定された後、追加調査を行い、あらためて技術検討と基本・実施設計を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じ、想定された事業費を増加せざるを得ないケース（例：基礎の種類、範囲や深さ等）もあります。こういった場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	No. 188を参照
190	32	別紙2				リスク分担表 工事・工事費増大	「上記以外の事由による工事費増大」についてですが、物価上昇など事業者の責めに帰さない事由により工事費が増大した場合は局のリスク分担とさせていただきますでしょうか。	個別の事案を勘案して、双方協議により判断します。
191	32	別紙2				別紙2リスク分担表 工事_工事費増大	事業者を選定された後、追加調査を行い、あらためて技術検討と基本・実施設計を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じ、想定された事業費を増加せざるを得ないケースもあります。こういった場合、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	No. 188を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
192	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 3/4 内容：工事監理	工事監理は事業者負担とありますが、建築工事においては、建築士法に定める工事監理との事ですが。建築工事以外の土木工事等の工事監督は水道局によるとの理解で宜しいでしょうか。	建築士法に定める工事監理及び建築工事以外の土木工事等の工事監督は水道局にて実施します。 リスク分担表：「工事監理・工事現場管理」の「工事監理（※4）に関するもの」については、負担者を局に修正します。
193	32	別紙2				別紙2 リスク分担表 (3/4) 内容：工事監理	本頁(3/4)に記載のリスクの内容において、工事監理は事業者負担とありますが、建築士法に定める工事監理と読み取れます。建築工事以外の土木工事等の工事監督は水道局によるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 192を参照
194	33	別紙2				別紙2 リスク分担表 (4/4)	【維持管理－要求水質・要求水量の未達成】に関して、本事業の維持管理業務には運転管理業務や施設・設備の修繕・更新は含まれず保守点検業務等のみであるため、事業者の責任で要求水質・要求水量を担保することは困難と考えます。 事業者の責に帰すべき事由として、どのような事項を想定されているのか教示願えないでしょうか。	要求水準書に示す点検頻度及び点検内容が適切に履行されなかったことに起因する機器の故障により、要求水質・要求水量が要求水準で示した条件を満たせなかった場合等を想定しています。
195	33	別紙2				維持管理 施設 施設の損傷	「上記以外の施設の損傷に関するもの」は貴局が負担者になっております。維持管理業務について、貴局と事業者が共同で実施する項目があるかと存じますので、明らかに事業者の責めに帰すべき事由でなく、責任の所在が不明な場合は、貴局に負担して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	責任の所在が不明な場合の想定が困難であるため、事象により判断します。
196	33	別紙2				別紙2 リスク分担表 維持管理 施設 施設性能	更新後、部分引渡しを行う可能性はございますでしょうか。可能性がある場合は別途、維持管理上のリスク分担についてご教授願います。	部分引渡しを行う可能性はあります。引渡した設備等のリスク分担については個別に協議及び方針決定します。

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
197	33	別紙2				別紙2 リスク分担表 (4/4)	<p>【維持管理－契約終了段階－事業終了時の施設の状況】に関して、「事業終了時の施設状況の要求水準の未達成が事業者負担となっていますが、要求水準書（案）には「事業終了時（維持管理期間終了時）の施設状況の要求水準」が記載されていません。</p> <p>また、維持管理業務には「実用上支障のない状態に維持するための補修」が含まれていますが、施設や設備の修繕や更新は業務範囲外（貴局が発注）のため、事業終了時における施設状況の要求水準の内容によっては事業者の責任では達成できないことが考えられます。</p> <p>これらを踏まえて、具体的な要求水準について提示願えないでしょうか。</p>	No. 17を参照
198	34	別紙3				別紙3 河頭浄水場 更新用地 現況平面図	更新用敷地の境界が不明でありますので、敷地境界を明確にしたもの、及びそのCADデータを配布して頂けないでしょうか。	敷地境界は実施方針（案）等の説明及び現地説明会時に希望者に配付したDVDの資料「測量図（犬迫町1326-1, 2, 13, 1322-1）①」等をご覧ください。（敷地境界が明確なCADデータはありません。）ただし、一部については境界確定作業中であるため、完了しだい追加資料とし提供します。 CADデータはNo. 124を参照
199	34	別紙3				別紙3 河頭浄水場 更新用地 現況平面図	更新用敷地についての境界が不明だと思われま す。敷地境界を明確にしたもの及びそのCAD データを提供して頂けるのでしょうか。	No. 198を参照
200	34	別紙3				別紙3 河頭浄水場 更新用地 現況平面図	更新用敷地についての境界が不明です。敷地境 界を明確にしたものとCADデータをご提示くだ さい	No. 198を参照
201	34	別紙3				別紙3 河頭浄水場 更新用地 現況平面図	更新用敷地についての境界が不明です。敷地境 界を明確にしたもの、およびそのCADデータを いただけますでしょうか。	No. 198を参照
202	34	別紙3				河頭浄水場更新用 地 現況平面図	敷地境界が明確にわかる図面データ（CADデー タ等）をご提供願います。	No. 198を参照

実施方針（案）に関する質問への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問	回答
203	34	別紙3				河頭浄水場更新用地現況平面図等	受領したDVDには、既設浄水場のCADデータ（DXFファイル）が格納されていますが、更新用地に関するCADデータは格納されていません。別紙3（PDFファイル）のCADデータ（DWG, DXFファイル等）をご提供いただくことは可能でしょうか。	No. 124を参照
204	34	別紙3				別紙3 河頭浄水場更新用地 現況平面図	測量結果を踏まえた更新用地平面図の図面データ（CADデータ）を提供願えないでしょうか。	No. 124を参照
205	34	別紙3				別紙3	現況平面図のCADデータを提供いただけませんか。	No. 124を参照
206						その他	貴局の施工管理体制についてご教示ください。また、施工管理業務を民間企業に委託されるのでしょうか。	No. 120を参照